

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）の 修正内容について

【パブリックコメントによる修正】

該当ページ	旧	新
P1	第 1 章 計画の基本的な考え方 2 本計画における支援対象者 本計画では、女性支援法の目的や、国の定める基本方針における基本的な理念及び府基本計画を踏襲し、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、必要に応じて支援の対象者としてします。	<文言の追記> 第 1 章 計画の基本的な考え方 2 本計画における支援対象者 本計画では、女性支援法の目的や、国の定める基本方針における基本的な理念及び府基本計画を踏襲し、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍、<u>出自</u>等を問わず、従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、必要に応じて支援の対象者としてします。